商　業　動　態　統　計　調　査

商業動態調査票丁１　記入要領

（コンビニエンスストア用）

・調査票の記載内容については秘密が保護されます。
・過去の調査票は使用せず、同封の最新の票をお使いください。

２０２４年１月改訂版

経済産業省大臣官房調査統計グループ

この記入要領は、「商業動態調査票丁１（コンビニエンスストア用）」の記入の仕方についてとりまとめたものです。

この調査の対象となる企業の報告者は、この記入要領に従って調査票に正確に記入し、所定の期日までに経済産業大臣へ提出をしてください。

Ⅰ．　調査の概要

１．調査の目的

この調査は、商業を営む事業所及び企業の事業活動の動向を明らかにするための商業動態統計を作成することを目的としています。

２．調査の根拠法規

この調査は、統計法（平成１９年法律第５３号）に基づく基幹統計として、これに基づく商業動態統計調査規則によって、経済産業省が実施します。

調査対象となった企業は報告義務があり、企業を代表する者が報告者となります。

３．秘密の保護

この調査により報告された記入内容は、統計法第４１条で個人又は法人その他の団体の秘密は保護されており、第４０条では統計上の目的以外の使用は禁じられています。したがって、徴税事務など、報告者の利害に関することに使用されることはありません。また、第５７条では、この調査に従事する者がその業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を他に漏らした場合は処罰を受けることとなっていますので、個々の調査票は秘密扱いとされ、外部に漏れることはありません。

４．調査の対象

この調査の対象は、日本標準産業分類に掲げる 細分類 5891－コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）に属する事業所（企業が自ら経営する事業所及び定型的な約款による契約に基づく事業所のいずれも含む。）を 500 店舗以上有する企業のうち、経済産業省が指定した企業です。

５．報告者

この調査でいう報告者とは企業を代表する者で、報告者は調査票に掲げた事項について報告しなければなりません。

なお、報告者が報告を行わなかったり、虚偽の報告をしたりすると、統計法によって罰せられることがあります。

６．調査の期日と対象期間

この調査の期日は、毎月末日であり、また対象期間は毎月１日より月末までの１か月間です。

７．調査票の提出部数と提出先

調査に掲げる事項について記入し、これに記名し、調査該当月の**翌月１５日**までに到着するよう、同封の返信用封筒で経済産業大臣（※）に１部提出してください。

※提出先住所

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目３番１号

経済産業省大臣官房調査統計グループ サービス動態統計室 商業動態統計班

なお、提出の際は、**報告者の控えとして調査票の写しを保存してください。**

８．調査票の提出方法

(1) 郵送による提出

調査票の提出に同封の返信用封筒を使用する場合は、郵便事務処理上、経済産業省到着までに約４日間を要しますので、返送日に配慮してください。

(2) オンラインによる提出

調査票は、紙による提出の他、オンラインによる提出方法があります。オンラインによる提出については、「Ⅲ.オンラインによる提出」を参照してください。

II. 調査事項と記入上の注意

1．一般事項

(1) 調査票表面調査票名下「　　年　月分」には、実績を報告いただく調査該当月の年（西暦）月を必ず記入してください。これは、調査票を提出する年月ではありませんので、注意してください。また、調査票裏面表下段「年月分」欄には、調査該当月の年（西暦下２桁）、月を記入してください。

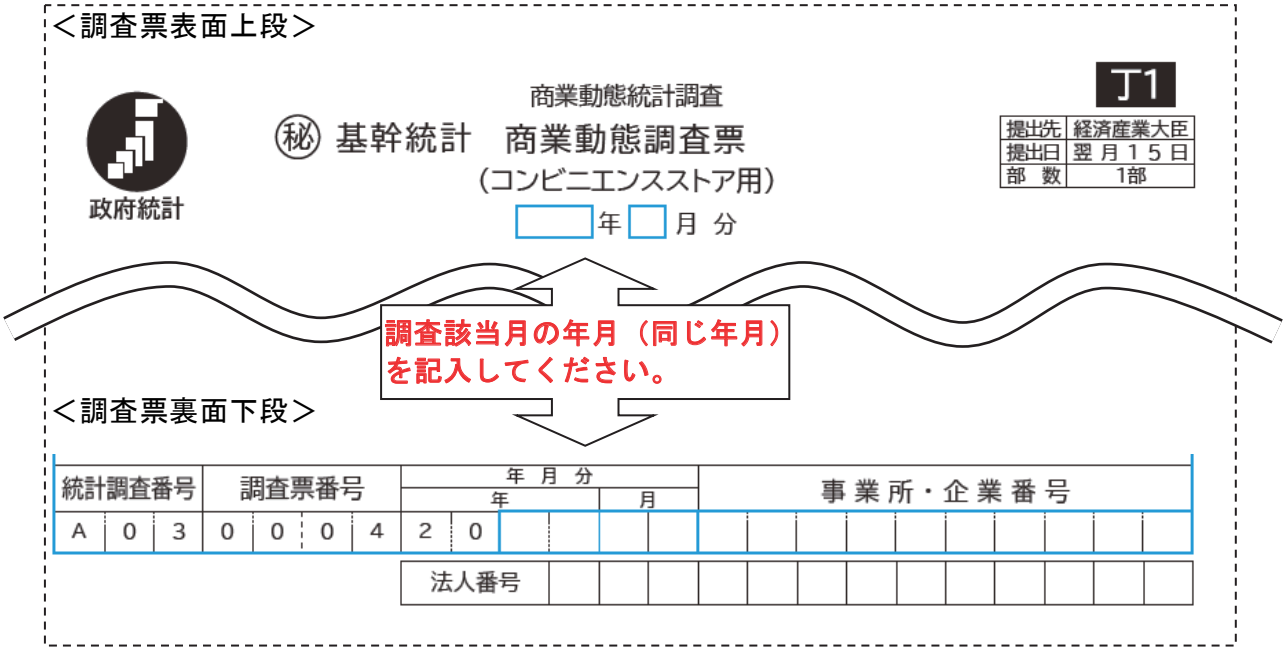

(2) 「事業所・企業番号」は、１企業につき１つの番号となっています。経済産業省及び調査事務局への問合せの際はこちらの番号をお知らせください。

(3) 「法人番号」欄には、貴社の法人番号（13 桁）を記入してください。

(4) 金額は、算用数字を用い、百万円未満を四捨五入し百万円単位で記入してください。単位未満の場合は０（ゼロ）を記入してください。なお、「￥」記号は付けないでください。

(5) 調査票には、黒か青のインク又はボールペンではっきりと記入してください。

(6) 調査票にプリントしてある記入内容に誤りがある場合は、赤字にて修正をお願いします。

(7) この調査の対象となったすべての事業所は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第十三条（報告義務）及び第十五条（立入検査等）の規定（これらの規定に係る罰則を含む）の適用があります。

2. 記入事項

(1) 企業名

「企業名」欄は、企業本社の名称を記入してください。

「所在地」欄は、企業本社の所在地を記入してください。登記上の住所ではありません。

(2) 月間商品販売額・サービス売上高

調査月の販売額・売上高は、次によって記入してください。

① 商品販売額及びサービス売上高は、月初めから月末までの１か月間のものを記入してください。

なお、やむを得ない場合は、一定の日を定めてその日から１か月前の期間を調査期間とすることは差し支えありません。ただし、その後は調査期間を変更しないでください。

② 月間の商品販売額及びサービス売上高は、チェーン本部の傘下（直営店やＦＣ店など形態に関係なく）にある各コンビニエンスストアの月間販売額の総計を記入してください。

③ 月間の商品販売額及びサービス売上高は、次の分類によって記入してください。

a. ファーストフード及び日配食品

生鮮食品及び準生鮮食品。

b. 加工食品

ファーストフード及び日配食品以外の食品。

c. 非食品

ファーストフード及び日配食品、加工食品以外の商品。

d. サービス売上高

公共料金等の振込を除くサービス。

なお、具体的な内容例示は、「商品等分類表」に掲載しておりますが、類似品については、それぞれ例示に準じてください。

④ 現金販売は、その代金の全額を計上してください。

⑤ 予約販売は、その代金を受け取ったとき販売額に計上してください。

⑥ 商品券・プリペイドカード等による支払いを受けたときは、その金額を含めてください。

⑦ 消費税などの間接税は、商品販売額及びサービス売上高に含めてください。

⑧ カタログやインターネットなどによる販売額も含めてください。

(3) 都道府県別月間商品販売額・サービス売上高

月間商品販売額・サービス売上高の計を、都道府県別に記入してください。

(4) 月末店舗数

調査月末現在におけるコンビニエンスストア（直営店やＦＣ店など形態に関係なく）の総店舗数を都道府県別に記入してください。また、休業店舗は店舗数に含めて回答してください。

(5) その他

① 調査票の内容について照会する場合もありますので、回答できる人の所属名、氏名及び電話番号を裏面の当該欄に記入してください。なお、電話番号は、市外局番も必ず記入してください。

② 調査月において、特別な事情により販売額等に影響（前年同月と比べ大きな変動等）があった場合は、調査票の備考欄にその理由を記入するようにしてください。また、その他特記すべき事項（事業の拡大等）が生じたときも、調査票の備考欄にその旨を記入してください。

商品等分類表

商品等分類		内容例示
商品販売額	ファーストフード及び日配食品	米飯類（寿司、弁当、おにぎり等）、カウンター商材（コーヒー、揚げ物、中華まん等）、パン、調理パン、総菜、漬物、野菜、果物、水物（豆腐等）、調理麺、卵、加工肉（ハム、ウインナー、ベーコン等）、牛乳、乳飲料、乳製品（バター、チーズ等）、練物（ちくわ、かまぼこ等）、生菓子（ケーキなどの和洋菓子）、サラダ、デザート類（プリン、ゼリー、ヨーグルト等）等
	加工食品	菓子類（生菓子を除く）、ソフトドリンク（乳飲料を除く）、アルコール飲料（ビール、日本酒、焼酎、ワイン等）、調味料（食塩、砂糖、味そ、しょう油、うまみ調味料、ソース等）、嗜好品（コーヒー、お茶等）、米穀、乾物、各種の缶・瓶詰類、冷凍食品、アイスクリーム、レトルト食品、インスタント食品等
	非食品	雑誌、書籍、新聞、衣料品、袋物類、文房具、玩具、雑貨、たばこ、ペットフード、乾電池、テープ、ＣＤ、電球・蛍光灯、電卓、燃料、サングラス、園芸用品、ゲームソフト、花火、洗剤、化粧品、医薬品、医薬部外品栄養ドリンク、紙製品、フィルム、切手、はがき、収入印紙、装身具等
サービス売上高		POSA カード、コピー、ファクシミリ、宅配便、商品券、ギフト券、乗車券、各種チケット、テレフォンカード、宝くじ、Ｄ．Ｐ．Ｅ、レンタル、航空券、宿泊券、クリーニング等

注：サービス売上高には、電力料金、ガス料金、放送受信料、電話料金、水道料金など公共料金等の収納代行による売上高は除きます。

III.　オンラインによる提出

オンラインによりご報告いただく場合は、以下の手順にてデータの入力等を行ってください（パソコン環境によってはお使いいただけない場合がありますので、６ページのパソコン環境をご確認ください）。

なお、調査対象者ＩＤやパスワードがわからなくなったなどご不明な点がございましたら、７ページに記載の「経済産業省 大臣官房調査統計グループ 統計情報システム室 オンライン調査担当」までお問合せください。

① 政府統計オンライン調査総合窓口（https://www.e-survey.go.jp）を開いて政府統計コード、　調査対象者ＩＤ、　パスワードを入力し、政府統計オンライン調査システムにログインします。

② 調査票の一覧画面から報告する調査票（商業動態調査票　丁１（コンビニエンスストア用））を選択して、電子調査票をダウンロードします。

③ 以下のような入力画面が表示されますので、この画面で報告データを入力します。
入力完了後、画面上のボタンより、電子調査票の保存、送信をして作業は終了です。

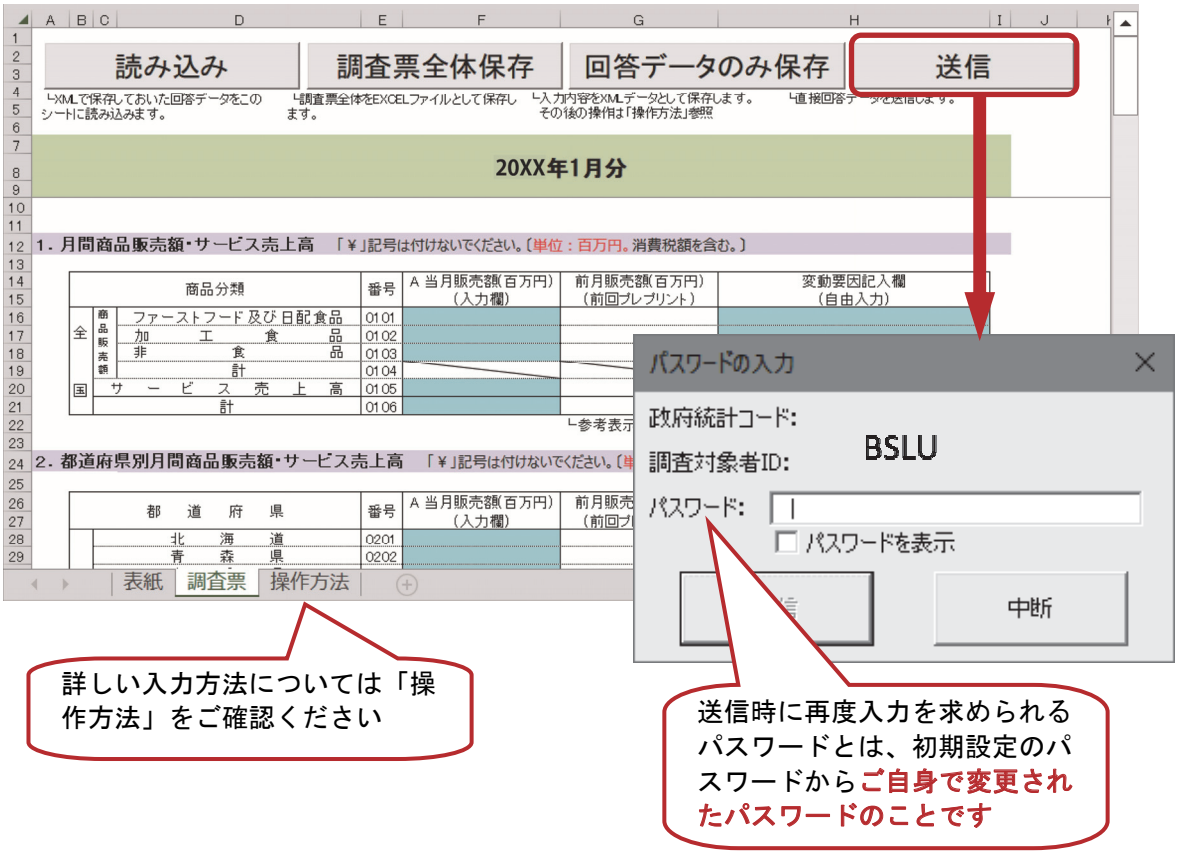

◆政府統計オンライン調査システム利用の推奨環境（2023 年 10 月現在）

OS	ブラウザ	表計算ソフト（※２） （Excel調査票をご利用の場合のみ）
Windows11（※１）	Firefox 118 Google Chrome 117 Microsoft Edge 117	Excel for Microsoft 365 Microsoft Office Excel 2021 Microsoft Office Excel 2019 Microsoft Office Excel 2016
Windows10（※１）		

（※1）「デスクトップモード」の場合に限ります。
（※2） 表計算ソフトにおける注意事項は以下の通りです。
・Microsoft Office Excel 以外の表計算ソフトには対応しておりません。
・利用可能なバージョンは統計調査によって異なります。
・マクロ機能が組み込まれている Excel 調査票については、マクロ機能を有効にする必要があります。
また、Excel のマクロ機能が有効な場合においても、ご利用の環境により回答送信できない場合（※）があります。
（※）例えば、企業内ネットワークにおいて仮想ブラウザが採用されている場合等が想定されます。

「政府統計オンライン調査システム」推奨環境の最新情報は、以下のページからもご確認いただけます。
https://www.e-survey.go.jp/recommended_env

◆オンラインによる提出の際のお願い
（1）販売額が単位未満もしくは発生しない場合は、該当回答欄には 0（ゼロ）を入力してください。
（2）回答者情報に変更が発生した際は必ず入力してください。変更がない場合は入力不要です。

Ⅳ. その他

【商業動態統計調査についての問合せ先】

＜商業動態統計調査事務局＞

電話：０１２０－４２９－８５６　無料ダイヤル

E-mail ： bzl-ryohanten-chousa@meti.go.jp

受付時間 ： 平日 ９：００～１８：００

【政府統計オンライン調査システムについての問合せ先】

〒１００－８９０２　東京都千代田区霞が関１丁目３番１号

経済産業省 大臣官房調査統計グループ 統計情報システム室

オンライン調査担当

電　話：０３－３５０１－１０９０（直通）

E-mail ： bzl-stats-info@meti.go.jp

受付時間 ： 平日 ９：００～１８：００

【経済産業省ＨＰ オンラインによる統計報告】

https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/onchotop.html

上記 HP にはオンライン報告による操作マニュアルやよくある質問及び回答が記載されています。操作時の参考にご覧ください。

【調査実施者】

〒１００－８９０２　東京都千代田区霞が関１－３－１

経済産業省 大臣官房調査統計グループ サービス動態統計室

商業動態統計班

電話：０３－３５０１－１５１１　（内線）２８９８，２８９９

政府統計

商業動態統計調査

㊙ 基幹統計　商業動態調査票

（コンビニエンスストア用）

年　月　分

J1

提出先	経済産業大臣
提出日	翌月15日
部　数	1部

企業名		所在地	（〒　－　）（電話　－　－　）

1. 月間商品販売額・サービス売上高

「¥」記号は付けないでください。（単位：百万円。消費税額を含む。）

商品分類		番号	当月販売額 A 千億	百億	十億	億	千万	百万
全国 商品販売額	ファーストフード及び日配食品	0101						
	加工食品	0102						
	非食品	0103						
	計	0104						
全国 サービス売上高		0105						
計		0106						

2. 都道府県別月間商品販売額・サービス売上高

「¥」記号は付けないでください。（単位：百万円。消費税額を含む。）

都道府県	番号	当月販売額 A 千億	百億	十億	億	千万	百万
北海道	0201						
青森県	0202						
岩手県	0203						
宮城県	0204						
秋田県	0205						
山形県	0206						
福島県	0207						
茨城県	0208						
栃木県	0209						
群馬県	0210						
埼玉県	0211						
千葉県	0212						
東京都	0213						
神奈川県	0214						
新潟県	0215						
富山県	0216						
石川県	0217						
福井県	0218						
山梨県	0219						
長野県	0220						
岐阜県	0221						
静岡県	0222						
愛知県	0223						
三重県	0224						
滋賀県	0225						
京都府	0226						
大阪府	0227						
兵庫県	0228						
奈良県	0229						
和歌山県	0230						
鳥取県	0231						
島根県	0232						
岡山県	0233						
広島県	0234						
山口県	0235						
徳島県	0236						
香川県	0237						
愛媛県	0238						
高知県	0239						
福岡県	0240						
佐賀県	0241						
長崎県	0242						
熊本県	0243						
大分県	0244						
宮崎県	0245						
鹿児島県	0246						
沖縄県	0247						

●この調査は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となったすべての企業は報告の義務があります。
●この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するもので、**個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。**
●記入に当たっては記入要領を参照してください。

SAMPLE

（裏面も記入してください。）

経済産業省（サービス動態統計室）

3. 月末店舗数

（単位：店）

都道府県		番号	当月末店舗数 A 万	千	百	十	一	都道府県		番号	当月末店舗数 A 万	千	百	十	一
都道府県別・月末店舗数	北海道	0301						都道府県別・月末店舗数	滋賀県	0325					
	青森県	0302							京都府	0326					
	岩手県	0303							大阪府	0327					
	宮城県	0304							兵庫県	0328					
	秋田県	0305							奈良県	0329					
	山形県	0306							和歌山県	0330					
	福島県	0307							鳥取県	0331					
	茨城県	0308							島根県	0332					
	栃木県	0309							岡山県	0333					
	群馬県	0310							広島県	0334					
	埼玉県	0311							山口県	0335					
	千葉県	0312							徳島県	0336					
	東京都	0313							香川県	0337					
	神奈川県	0314							愛媛県	0338					
	新潟県	0315							高知県	0339					
	富山県	0316							福岡県	0340					
	石川県	0317							佐賀県	0341					
	福井県	0318							長崎県	0342					
	山梨県	0319							熊本県	0343					
	長野県	0320							大分県	0344					
	岐阜県	0321							宮崎県	0345					
	静岡県	0322							鹿児島県	0346					
	愛知県	0323							沖縄県	0347					
	三重県	0324						全国		0300					

（備　考）

この調査票の内容を照会されたときに答えることのできる人の所属名及び氏名　　（電話　　－　　－　　）

報告者（企業の代表者）の氏名　　年　　月　　日

統計調査番号	調査票番号	年月分 年	月	事業所・企業番号
A 0 3	0 0 0 4	2 0		

法人番号	

経済産業省（サービス動態統計室）

●この調査は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となったすべての企業は報告の義務があります。
●この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するもので、**個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。**
●記入に当たっては記入要領を参照してください。

SAMPLE

政府統計

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。